

IV. 「国立大学法人大阪教育大学における男女共同参画推進指針」の制定

IV-1 大阪教育大学男女共同参画推進指針制定の経緯

① 他大学男女共同参画推進指針の検討

本学では、学長声明や学長指示というのではなく、全学の総意として大阪教育大学男女共同参画の指針を策定する道を選び、国立 86 大学および主要私立大学の男女共同参画に関する学長声明および指針等を収集し検討した。静岡大学、筑波大学、広島大学、佐賀大学、富山大学、宮城教育大学、東京学芸大学、上越教育大学、東北大学、弘前大学、東京大学、京都大学、名古屋大学、山口大学等、多くの大学で、指針は基本理念・基本方針から成ること、基本理念は男女共同参画社会基本法に基づいていることを確認した。

大阪教育大学男女共同参画推進会議企画専門部会では、第 3 回会議(2010 年 7 月 27 日)、第 4 回会議(9 月 7 日)、第 5 回会議(11 月 16 日)に開催された 3 回の会議において審議するとともに、学内 LAN を通して意見交換を行った。

さらに、人権教育推進委員会(10 月 25 日)における検討を経て、「国立大学法人大阪教育大学における男女共同参画推進指針」(案)を大阪教育大学男女共同参画推進会議に提出した。

大阪教育大学男女共同参画推進会議における二度の審議(12 月 6 日、12 月 20 日)を経た「国立大学法人大阪教育大学における男女共同参画推進指針」は、2011 年 2 月 15 日の教育研究評議会での議事を経て、同日の役員会で制定された。

② 本学男女共同参画推進指針の基本的な考え方

「国立大学法人大阪教育大学における男女共同参画推進指針」は、前文と基本理念、基本方針から構成されている。

前文では、「すべての人は法の下において平等である」という世界人権宣言を謳った。企画専門部会および人権教育推進委員会において、男女共同参画社会基本法よりも上位にあり、国際的に共有されている理念にもとづくことが必要であるとの認識からである。

また前文は、「大阪教育大学学則」に定める「学芸の研究・教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材、特に有為な教育者を育成する」という本学の使命を確認した。

さらに、本学において男女がいかに学び働いてきたかについて確認するために、本学の歴史文書を検討した。企画専門部会の議論において、本学の歴史性を明確にしておくべきであるとの意見があったためである。その結果、興味深い事実が明白となった。

本学は、1874(明治 7) 年創設の教員伝習所をそのルーツとし、翌 1875(明治 8) 年 7 月、大阪師範学校と改称された歴史を有する。

その歴史を伝える本学附属図書館所蔵文書「大阪府師範学校沿革史略原稿」によると、

大阪師範学校では「本校生徒タラント欲スル者ハ男女ヲ論セス年齢拾七歳以上三十歳以下」で試験を合格した者を対象とする規定を有していたことが判明した。現に、1874年には女子学生が11名卒業しており、1881年には女性と考えられる名前の教師が存在していた。さらに、明治期における本学の歴史を記した「史料貴志」によると、1871年には、大阪1,2,3,4中学区の小学校教員258名中、4名が女性であったことも明白となった。

本学の源流というべき教員伝習所において、1870年代からすでに女子学生が在籍していること、本学がさまざまな人材を社会に輩出してきたことをふまえた叙述を前文に加えた。

また、さらなる取組をおこなうために、個性と多様性を認め合う「ジェンダー平等の視点」に基づく男女共同参画をめざすことを、本学における男女共同参画推進の根幹とすることを明示した。男女共同参画社会基本法は、男女を基本とした叙述となっているが、企画専門部会においては、セクシャルマイノリティ（性的少数者）の存在にも考慮すべきとの見解から、「ジェンダー平等の視点」と「個性と多様性の尊重」を大切にす文言とした。

基本理念には、男女共同参画社会基本法（1999年6月施行）を5点に整理し、本学の共同参画推進のための方向性を5点の基本方針に掲げた。

基本方針（1）男女共同参画の視点に立つ教育・研究および就業環境の確立は、基本理念の（1）から（3）に述べる、個人の尊厳と人権尊重、差別の是正、対等な参画を受けたものである。法の定めるポジティブアクションは、この基本方針に位置づくものである。

基本方針（2）教育・研究・就業・就学と家庭生活との調和は、基本理念（4）に述べるワークライフバランスの維持を受けている。

基本方針（3）次世代育成支援の環境整備および（4）啓発活動とジェンダーの視点を取り入れた教育研究の推進は、教育者育成を旨とする本学の方向性を示している。

基本方針（5）学外連携による男女共同参画推進は、基本理念（5）が述べる国際的強調に加えて、地域社会との連携をめざす本学の姿勢を示している。

教育研究評議会においては、男女共同参画社会基本法に比して、本学の指針がより明確にジェンダー平等の精神を踏まえていることが確認され、それを是として指針が了承された。

IV-2 大阪教育大学男女共同参画推進指針

国立大学法人大阪教育大学における男女共同参画推進指針

平成23年2月15日

国立大学法人大阪教育大学

「すべての人は法の下において平等である」と世界人権宣言が示す理念の実現に向けて、我が国でも様々な取組がなされてきました。

国立大学法人大阪教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の研究・教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材、特に有為な教育者を育成することをその目的としています。本学は、草創期の1870年代から豊かな人材を社会に多数輩出してきましたが、社会に開かれた大学の責務として、性別にかかわらず個性と多様性を認め合いその能力を十分に発揮することのできる男女平等社会の実現に向けて、さらなる取組を推進し続ける必要があります。

それゆえ、本学は、ジェンダー平等の視点に基づく男女共同参画を推進するため、ここに、基本理念及び基本方針からなる男女共同参画推進指針を定めます。

基本理念

本学は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が示す以下の基本理念を積極的に受けとめ、男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 男女の個人としての尊厳と人権の尊重
- (2) 制度又は慣行が男女の社会活動に及ぼす中立的でない影響の是正
- (3) あらゆる分野における施策の企画・立案及び決定についての男女の対等な参画
- (4) 家庭生活における役割の遂行と他の活動との両立
- (5) 国際的協調の下における男女共同参画社会の形成

基本方針

本学は、上記の基本理念に基づき、以下の基本方針に沿って行動します。

- (1) 男女共同参画の視点に立ち、個人としての尊厳と人権が尊重される教育・研究・就業及び修学の環境を確立します。
- (2) 教育・研究・就業及び修学と家庭生活との調和を支援します。
- (3) 次世代育成支援のための環境を整備します。
- (4) 男女共同参画の啓発活動とジェンダーの視点を取り入れた教育研究を推進します。
- (5) 地域社会・国際社会との連携を通して男女共同参画を推進します。